

■ 第 160 回 新潟市農業振興地域整備審議会

日時：令和 8 年 7 月 27 日（月）10：00～

会場：新潟市役所ふるまち庁舎 401 会議室

（司 会）

定刻になりましたので、ただいまより第 160 回新潟市農業振興地域整備審議会を開催いたします。

本日の司会を務めます、農林政策課課長補佐の水品と申します。よろしくお願いいたします。

本審議会は、公開することとしているため、報道機関と一部の傍聴が可能となっておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。また、終了時刻は正午を予定しております。時間どおり終了できるよう、円滑な会議運営にご協力をお願いいたします。

それでは、はじめに、委員の出席状況をご報告いたします。

委員 13 名のうち、出席委員 9 名で過半数を超え、審議会規則第 5 条第 2 項により、会議が成立したことをご報告いたします。なお、渡辺哲史委員、阿部徳威委員、遠藤一雄委員、堀美鈴委員は、本日欠席でございます。

次に委嘱状の交付を行います。本日、農林水産部長が所用のため欠席でございます。部長に代わり、農林政策課長の武藤が委嘱状を読み上げますので、委員の方は、お名前を呼ばれましたら、その場でご起立し、一言、簡単にご挨拶をお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

（農林政策課長）

委嘱状、吉川夏樹様、新潟市農業振興地域整備審議会委員に委嘱します。委嘱期間は、令和 10 年 3 月 31 日までとします。令和 8 年 4 月 1 日、新潟市長、中原八一。

（吉川委員）

委員に委嘱いただきました、吉川と申します。新潟大学農学部で教授をしております。よろしくお願いいたします。

（司 会）

それでは、以降の方はお名前の方にさせていただきます。

（農林政策課長）

青山浩子様。

（青山委員）

新潟食料農業大学の青山でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

(農林政策課長)

続きまして、渡辺哲史様は、本日欠席でございます。

続きまして、藤原茂昭様。

(藤原委員)

新潟市消費者協会の藤原といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

(農林政策課長)

続きまして、阿部徳威様、本日欠席でございます。

続きまして、坂井眞澄様。

(坂井委員)

おはようございます。西蒲原土地改良区で理事をやっております、坂井といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

(農林政策課長)

続きまして、遠藤一雄様、本日欠席でございます。

続きまして、長谷川富明様。

(長谷川委員)

おはようございます。J A新潟市で組合長をやっています、長谷川です。よろしくお願いいたします。

(農林政策課長)

続きまして、山際幸博様。

(山際委員)

おはようございます。N O S A I 新潟で理事をしております、山際と申します。よろしくお願いいたします。

(農林政策課長)

続きまして、堀美鈴様、本日ご欠席でございます。

続きまして、土田沙由理様。

(土田委員)

西区で農業をしております。土田と申します。よろしくお願いいたします。

(農林政策課長)

続きまして、弦巻みえ子様。

(弦巻委員)

新潟市で農業をしています、弦巻です。よろしくお願いいたします。

(農林政策課長)

続きまして、虎澤栄三様。

(虎澤委員)

新潟市農業委員会の会長を仰せつかっております、虎澤と申します。72 歳になりますが、いまだ現役の農家でありまして、今朝も朝仕事をやってきました。2 年間、よろしくお願いします。

(司 会)

ありがとうございました。ここからは、次第に沿って進めて参ります。

開会にあたり、農林政策課長の武藤よりご挨拶いたします。

(農林政策課長)

皆様、改めまして、おはようございます。本日は大変お忙しい中、そしてまた、昨日は非常に大雨で、各地で大きな影響があったという中でございますが、本審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃から本市の農業行政について、多大なご理解、ご支援を頂きまして、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

本来であれば、農林水産部長がご挨拶申し上げるところでございますが、あいにく別の公務のため、本日、欠席をさせていただいております。代わりまして、私の方から、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

農業を取り巻く状況におきましては、近年の気候変動に伴う猛暑、高温、また、昨日もございましたが、大雨などの異常気象。それから、肥料・飼料をはじめとした生産資材価格の高止まり、担い手不足の進行などに加え、最近では国際情勢の影響など、非常に厳しい状況が続いております。食料の安全保障の重要性が広く認識される中、国においては、食料・農業・農村基本法の改正や、新たな食料・農業・農村基本計画の策定が行われ、来年度は、水田農業政策の見直しが控えるなど、重要な政策の確立に向けた大きな局面を迎えているところでございます。

本市では、持続可能な農業経営の実現に向け、さまざまな施策を進めているところであり、今後も、こういった国の動きなどを注視しつつ、皆様をはじめ、関係者の皆様からご意見を賜りながら、必要な施策に取り組んでいきたいと考えております。

本審議会は、本市の農業政策の方向性を定める新潟市農業構想や農業振興地域整備計画に関する事項について、皆様からさまざまな助言を頂き、本市の農業政策に反映させていただく場として開催しておりまして、今回で 160 回目となります。

このたび、新たにご就任いただきました皆様、そして、引き続き委員にご就任いただく皆様、これから 2 年間のご支援とご協力をお願いしたいと思っております。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

それでは、今回、新委員での初めての審議会でございますので、次第にはございませんが、

まずは審議会の概要を事務局よりご説明いたします。机上にあります資料をご覧ください。

(事務局)

事務局の農林政策課長の武藤でございます。私の方から審議会の概要について説明をさせていただきます。

本日、机上に配付させていただきました、資料「新潟市農業振興地域整備審議会について」と記載のホチキス留めの資料でございます。

初めに、この審議会は、市の条例に基づき設置される附属機関であり、市長の諮問に応じて、本市の農業振興地域整備計画及び食料、農業及び農村に関する基本計画である、農業構想の策定や変更、あるいは重要な決定、施策の推進などにつきまして、調査、審議いただく会議となっております。中ほどの図をご覧ください。

審議会の枠の右側に記載のとおり、実際の審議事項といたしましては、農用地区域からの除外案件や、農業構想の策定・変更が主なものとなり、その他、農業構想の目標に対する進捗状況等を事務局から毎年、報告させていただいております。また、審議会には、下の方に線を引いてありますが、小委員会と部会がございます。小委員会は、会長が指名する委員で構成し、農業振興地域整備計画に関する軽易な案件。具体的には、1ヘクタール以上10ヘクタール未満の農用地区域からの除外案件があった場合に審議いただきます。

次に、部会は必要があるときに設置することが可能となっております。近年で言いますと、令和4年度に、現在の新潟市農業構想の策定をするための策定部会というのを設置して、ご審議いただいております。

2ページ目以降につきましては、審議会に関する条例等の抜粋などを付けさせていただいております。

簡単でございますが、審議会の概要について説明させていただきました。

(司 会)

ご質問はございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは会長が選出されるまでの間、議事の進行を行う仮議長を武藤農林政策課長が務めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異義なし」の声)

ありがとうございます。それでは、武藤農林政策課長お願いいたします。

(農林政策課長)

会長選出までの間、仮議長を務めさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第の審議事項を(1)会長・副会長等の選出についてでございます。審議会には、会長・副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選により、それを定めることとなっております。

決め方についてでございますが、事務局の方から提案がございますでしょうか。

(事務局)

事務局より、会長・副会長の選出について提案させていただきます。昨年度までの審議会では、新潟大学教授の吉川委員が会長を、農業委員会の虎澤委員が副会長ということで、円滑な審議会を運営していただいておりますので、引き続き、会長を吉川委員に、副会長を虎澤委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異義なし」の声)

(農林政策課長)

ありがとうございます。

改めまして、ただいま事務局から会長を吉川委員に、副会長を虎澤委員というご提案がありました。皆様、いかがでしょうか。ありがとうございます。

異義なしということでございますので、決定とさせていただきたいと思います。

それでは、新しい会長、副会長が決定いたしましたので、恐れ入ります吉川委員には、会長席にお移りいただき、以降の進行をお願いいたします。

(吉川会長)

先ほど、ご挨拶差し上げましたけれども、会長を仰せつかりました、吉川でございます。新潟大学農学部で教員をしております。まず、簡単にご挨拶を申し上げたいと思います。

私の専門は、農業土木学、その中でも特に農業水利学という水を扱う分野の教員をしております。様々な研究をしているのですけれども、例えば、新潟で始まった田んぼダムの研究なども中心的にやっておりますし、昨日までは佐渡に行っておりまして、佐渡で耕作放棄の状態を調べるという、学生をたくさん連れていって、8,000 筆の水田を一筆一筆歩き回って、今、どういった状況になっているのかというのを調べるという調査をしてきました。

私の研究は、基本的には、一つの大きな目標を持っておりまして、それは何かというと、我が国における農地資源をいかに管理していくかということが重要なのだろうと。日本は、人口が縮小していると皆さんも認識されていると思いますけれども、この地域の、特に地方の人口というのは、日本全体の人口縮小に比べて、はるかに速い速度で進行しているというのは、皆さん、ご認識のとおりだと思います。その中でも、特に農業従事者の人口縮小が、ものすごい速度で進んでおりまして、おそらく5年後、10 年後には、この数値が、かなり、30 パーセント減とかという話がありますけれども、そういう状況になっています。

こうした中で、いかに我が国の農地を、あるいは農業生産を守っていくかということが、とても重要な課題になっておりまして、田んぼダムの研究にしても、耕作放棄の状況の研究にしても、その他、流域治水対策等の研究をしていますが、ここが重要になってくると思うのですよね。

特に、世界に目を向けると、どうなっているかということ、世界的には、まだまだ人口が増えている。中国などの消費が増えていることを考えると、世界の食料市場では、ものすごい勢いで需要が増えていく。そうすると、経済的な原理からすれば、簡単なことなのですけども、価格は上昇しますよね。わが国の農産物が高いと言われているかもしれないですけども、今後10年、20年後には、おそらく、我が国で作ったほうが、はるかに安く、しかも品質の高いものを供給できるというように考えられるのですけれども、この農地というのは、一度放棄してしまうと、一度手をつけなくなると、我々の論文の中にもあるのですけれども、5年放置してしまうと、水田というのは、水田としての機能を失ってしまうと。そこからもう一回、復田しようとしても、なかなかコストがかかるので難しいという状況になっています。

今の一時的なこの状況に、高いとか、米の価格も乱高下していて、農家の方々にとっては、非常に大変な時代だと思うのですけれども、今後どのように農地を維持していくか。一時的なこういったインパクトによって、維持ができないということになると、将来、元に戻すことができない。すなわち、我々の国で供給する農産物というのは、減らざるを得ないということになりますよね。ですから、こういった農地資源管理であるとか、こういった政策においては、行政の役割というのは非常に大きいと思っています。

この審議会では、やはり新潟市の農業構想であるとか、こうした中で、こういった政策を打って、農家の方々に損のないように、かつ農地資源を管理していくかというところは、非常に重要なテーマになってくると思いますので、ここでの議論というのは、農業県である新潟県の、しかも、都市に近い新潟市における、政策であるとか、対策というのが、全国に広がると思っていますので、インパクトが大きいものだと考えております。

ここで、ぜひ真剣にこの新潟市の農業、農地について、語っていきながら、審議できることを願っております。どうぞ、よろしくお願いします。

それでは、小委員会の委員の指名についてです。まず、小委員会委員8名は、審議会規則で会長が指名することとされています。資料1－2をご覧ください。1号委員から青山委員、2号委員から阿部委員、坂井委員、遠藤委員、長谷川委員、山際委員、3号委員から堀委員、土田委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

欠席の阿部委員、遠藤委員、堀委員には、事前に承諾済みです。それでは、ご承認いただいたということで、次に進めたいと思います。

次に、小委員会長の選出になりますが、こちらは規則で互選することが定められています。事務局からご提案ございますでしょうか。

(事務局)

それでは、事務局の方から提案させていただきたいと思います。会長につきましては、前任期でも小委員会長を務めていただきました、青山委員にお願いしたいということで、提案させ

ていただきたいと思います。

(吉川会長)

小委員会会長に青山委員とのご提案がございました。小委員会の皆様、よろしいでしょうか。

(「異義なし」の声)

ありがとうございます。異議がないようですので、小委員会会長は、青山委員にお願いしたいと思います。

続いて、小委員会の会長代行の指名になりますが、こちらは小委員会会長が指名することが定められています。

(青山委員)

では、私、小委員会の会長として、会長代行に前の任期に続いて、遠藤委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異義なし」の声)

ありがとうございます。本日、遠藤委員ご欠席なのですが、皆様がよろしければということで、承諾を頂いておりますので、そのとおり、会長代行を遠藤委員にお願いしたいと思っております。

(吉川会長)

ありがとうございました。それでは、小委員会の会長代行には、遠藤委員ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、議事録署名委員に関して、会長が指名することとなっております。今回は、長谷川委員と藤原委員のお二人にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続いて、報告事項に入ります。事項①農業振興地域整備計画の変更について、事務局からお願いいたします。

(事務局)

事務局農林政策課長の武藤でございます。

それでは、農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。使用する資料は資料２－１、２－２、２－３となっております。よろしくお願いいたします。

まず初めに、資料２－１「農業振興地域整備計画農用地利用計画変更一覧表」をご覧ください。前回、１月に開催いたしました審議会以降に、農用地利用計画を変更したものが１５件ございます。内訳は、農用地区域への編入が２件、農業外利用のための除外が８件、農業用施設用地とするための用途変更が５件です。行政区別で見ますと、北区が３件、東区３件、江南区２件、秋葉区２件、南区１件、西区２件、西蒲区２件となっております。

それでは、恐れ入りますが資料２－２「農業振興地域整備計画農用地利用計画変更箇所位置

図」をご覧ください。15 件の位置を表記しております。このうち、新たな事業用地の造成のために、市街化区域編入を行った番号 9 から 15 につきましては、前回の審議会で諮問済みであるため、説明の方は割愛させていただき、1 ヘクタール未満の農用地利用計画の変更についてご説明いたします。また、本日は件数が多く、時間に限りがあることから、計画変更にかかる面積が 1,000 平米以上の 3 件、番号で言いますと、1、4、6 について説明をさせていただきます。その他の 5 件につきましては、恐れ入りますが、説明の方は、割愛させていただきまして、お手元の配付資料に代えさせていただきたいと思っております。

それでは、番号 1、北区大月地区の米乾燥調整施設整備について説明いたします。恐れ入ります、資料 2－3「農業振興地域整備計画の変更について」の 2 ページ、1 の（2）変更概要の番号 1 をご覧ください。北区大月地区において、米乾燥調整施設の建設を行うものです。申出者は、営農面積約 13 ヘクタールの認定農業者であり、高齢化により、地域の農業者の離農が進んでいることから、当該認定農業者の営農規模の拡大が期待される状況にあります。しかしながら、集落内に立地する既存施設では、営農規模拡大に見合う乾燥調整作業スペース及び農業用機械の格納場所が不足していること。また、近隣住民から乾燥調整作業に伴う作業への苦情を受けていることから、営農規模拡大が困難となっております。このことから、新たな土地に、営農規模拡大を見据えて、乾燥調整施設を整備するとともに、既存設備を移設するものです。位置図及び詳細図は 4 ページと 5 ページになっております。

続きまして、西蒲区三方地区のほ場整備に伴う農用地区域への編入について説明いたします。資料の 2－3「農業振興地域整備計画の変更について」の 18 ページ。西蒲区農業振興地域整備計画の変更についての 1 の（2）の変更概要の番号 1 となります。西蒲区三方地区において、ほ場整備事業の実施区域へ含めるため、農地を農用地区域へ編入するものとなります。当該地区は、小区画かつ、ほ場内農道の幅員が狭いなど、農作業効率が上がらない状況にあります。こうした中、令和 8 年度から三方地区ほ場整備事業は着工予定であり、農地の大区画化、排水路整備、暗きょ排水整備などによる営農条件の抜本的強化を図ることで、担い手への農地集積を進めるものです。位置図及び詳細図は、20 ページから 22 ページとなります。

続きまして、東区栗山地区の駐車場整備について説明いたします。資料 2－3「農業振興地域整備計画の変化について」の 8 ページ。東区農業振興地域整備計画の変更についての 1 の（2）変更概要の番号 1 をご覧ください。申出者は、保育所、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設等を設置、運営する社会福祉法人です。平成 8 年から当該地区で、社会福祉施設の設置、運営を行ってきたところですが、地域のサービス需要の増加を背景とした施設の増設及び職員の増員等により、既存の職員駐車場が不足する状況に陥っており、運営施設の特性上、職員の感染症対策に留意する必要があることや、当該施設周辺の夜間の歩行環境等を考慮して、土地利用調整を行った結果、市街化区域内や農振白地内に適当な用地がなく、やむを得

ず申出地について、農用地区域から除外することとしたものです。位置図及び詳細につきましては、10 ページ、11 ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更にかかる報告については以上でございます。

(吉川会長)

続いて、事項②市街化調整区域における農畜産物直売所の認定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

続きまして、市街化調整区域における農畜産物直売所の認定について説明いたします。資料 3 をご覧ください。

認定しました直売所の名称は、人田畑 F a r m e r ' s B a s e です。江南区横越に令和 8 年 1 月 5 日付けで認定し、開設されたものです。敷地面積は 655 平米、建築物の延べ床面積は 72 平米でございまして、いずれも新潟市農畜産物直売所設置要項の設置基準を満たしております。

当該直売所については、従前の運営者が廃業したことに伴い、新たな開設者として、施設の設置者である株式会社鳥梅と運営者である共同組合人田畑の連名で申請があったものです。開設者の変更ということで、新たに認定したものです。位置図及び詳細図につきましては、2 ページと 3 ページになります。3 ページの赤囲みの部分となります。市街化調整区域における農畜産物直売所の認定に係る報告については、以上です。

(吉川会長)

ありがとうございました。ただいまの報告事項①、②の説明について質問はございますでしょうか。

(青山委員)

青山です。

北区の米乾燥調整施設の件でお聞きしたいと思います。こちら、まず、農用地を農業用施変えるということですよね。そうすると、今の乾燥調整施設というのは、農地に戻るのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、資料 2－3 の具体的に農業者さんが新しく作るよというところの地図を見ると、けっこう民家が近くにあるのですが、変更理由として、近隣の住民からの作業音等に対し苦情があるということが、その移転の理由だと思うのですが、これで解消するのかなというのが、ちょっと個人的に懸念があるので、その辺り、問題ないと思うのですが、少し確認を改めてお聞きできればなと思いました。

(吉川会長)

事務局の方から回答をお願いいたします。私も同じことを思いました。田んぼの真ん中に作

るのであれば、そんなに影響はないと思うのですけれども、民家の近くにある。

(事務局)

まず、1点目の既存のところを農地に戻すかというところについてなのですが、すみません、ちょっと現状について戻すかどうかというところについては、確認ができていないという状況でございます。

それから、2点目の近隣のところへの影響は大丈夫かというところにつきましては、近隣の方から同意を得ているとことを確認しております。

(青山委員)

前のところを使うということなのですか。両方使うということなのですか。

(事務局)

移転をするというように聞いております。

(青山委員)

できれば、先ほどの吉川先生のように、農地の確保は大事なので、それをどのように処理するのかなのというのは、一応、知っておきたいなと思います。

(事務局)

ありがとうございます。我々の方でもちょっと確認していきたいと思います。

(吉川会長)

今のは、農用地に戻すのであれば、おそらくこの審議会の議題になるはずなのではないですかね。

(事務局)

なります。

(吉川会長)

ということは、それは出てないということは、農用地には戻さないということによろしいですか。

(事務局)

ことになるのかなと思うのですが、すみません、その辺も含めて確認をさせていただきたいと思います。

(吉川会長)

ご確認のほど、よろしくお願いします。

他何かございますでしょうか。ちょっと、私の方から。

西蒲区の計画、18 ページなののですけれども、なかなかあまり見たことのない農用地から農用地という形になっていますよね。農用地から農用地で、その理由として、手違いにより、再編統合作業の過程で、これ番号2ということなののですけれども、過程で誤って農業地区域から

除外していたものであるというように記述されているのですけれども、こうした事例はけっこうあるのですかね。

18 ページの変更理由の番号 2 のところです。番号 2 ですから、西蒲区高畑 294 の例だと思うのですけれども、農用地から農用地に錯誤と書いてあります。

(事務局)

令和 4 年度に、本市が整備計画の再編統合を行いまして、その過程で誤りが生じたというところでございます。今のところ他はないと考えておりますけれども、もし仮に出てきた場合には、速やかに補正の対応をしていきたいと考えておりますが、今、現状で持っている図面と、それから計画の間では、このような不一致は他にないということを確認しております。

(吉川会長)

私も詳しくないので、教えていただきたいのですけれども、これは整備に伴うものということですよ。違いますか。ほ場整備ではないのですね。

(事務局)

錯誤の方は錯誤によるものでございますし、一つ目の方はほ場整備。

(吉川会長)

1の方がほ場。ほ場整備の場合というのは、換地が行われますよね。換地が行われた場合の用途変更というのは、おそらく法律的に一気にすべての地目を変更したりとか、創設換地とかあれば、田ではなくて、多用途になると思うのですけれども、その場合は、この審議会の議題にはならないのですか。換地の場合は、一挙にすべての所有者等の地権者の変更をするとともに、創設換地等で新たな地目を生み出すということもできるかと思うのですけれども、その場合はどうなるのですか。

(事務局)

今回は、このほ場整備の着工前に農用地に戻すということが、整備に係る今の要件となっていることから、このたび挙げさせていただいているものでございます。お答えになっていますでしょうか。

(吉川会長)

でも農用地から農用地ですよ。農用地から農用地でも、あまりきちんと理由が分かっていたのですけれども、ほ場整備の計画区域に入っていれば、こういった審議は必要なのかなと思って。

(事務局)

白地だったものを今回、青地に戻すというところでございます。

(吉川会長)

分かりました。ありがとうございます。

その他、何かご質問ございますでしょうか。特にないようでしたらよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、事項③新潟市農業構想の進行管理について、事務局からお願いいたします。

(事務局)

それでは、報告事項の③新潟市農業構造の進行管理について説明をいたします。

現行の農業構想は、令和4年度に本審議会に策定部会を設置し、議論を行い、令和5年4月に策定したものです。計画期間は、令和5年度から12年度までとなっております、新潟市の総合計画と計画期間を合わせた農業部門に関する計画として位置づけております。

農業構想では、将来像を「食と花の都～都市と田園の調和を活かした持続可能な農業の実現～」とし、二つの基本方針を定め、21の施策に基づき、12の指標を掲げ、本市の農業、農村の振興を図ることとしています。本日は、この12の指標につきまして、7年度の達成状況を報告させていただきます。

資料は4-1、こちらが農業構想の目標達成状況を一覧にしたもの。それから、4-2、指標ごとの目標達成状況と評価等を期待したもので、A4横で6ページのものとなっております。

それでは、資料4-2に基づいて、12の指標の進捗状況を説明いたします。4-2「新潟市農業構想目標の達成状況と評価」は、指標ごとに表にしております。それぞれ、表の上段は、指標名、2段目が目標値及び実績、構想策定当初の令和3年度当時の数字があり、その右隣の三つ目の太枠囲みが、本日、ご報告の令和7年度の実績値となっております。一番右側の欄には、最終年度の令和12年度における目標数値を記載しております。3段目は、目標を達成するための主な事業です。4段目は、令和7年度実績に対する評価です。最後の段に、今後の政策の方向性等を記載しております。

はじめに指標①は場整備率です。農業生産コストの低減と担い手への農地の利用集積を図るため、関係機関と連携を図りながら、ほ場整備を推進しております。ほ場整備率は、構想策定時から1.7ポイントのプラスとなりましたが、目標値の65パーセント達成に向け、さらに推進する必要があります。これらの対策として、大規模な県営ほ場整備を引き続き、推進するとともに、国の農業構造転換集中対策期間における大区画化と加速化支援事業などの簡易整備を促進することで、整備率の向上に取り組んでいきます。

次に、指標②市管理農業用排水機場の機能保全計画に基づく長寿命化対策の実施率です。本市が所有し、管理している農業用排水機場は10機以上ありますが、施設の老朽化が進む中、法律的な長寿命化対策が必要となっております。令和7年度は、機能保全計画を踏まえ、予定した1機場で、長寿命化対策工事を実施いたしました。引き続き、農地の保全及び市街地を含む地域全体の安心・安全な生活を守るため、排水機能の安定的な確保を図り、計画的な補修や更新などの施設の長寿命化対策に取り組んでいきます。

2 ページ目をご覧ください。指標③認定農業者等の農地集積率です。農地中間管理事業による農地集積や集約化に向けた取組みを進めたほか、市独自事業の未来へつなぐ地域農業支援事業の活用を通じた地域の集積、集約化に向けた話し合いなどを進め、認定農業者への農地集積率の向上を図りました。引き続き、地域計画の実現に向けた地域の話し合いなどを通じて、集積率の向上に取り組んでいきます。

次に、指標④新規就農者数です。市独自事業のにいがた a g r i b a s e 事業により、新規就農者を雇用する農業法人等に対する研修費の支援や、農業者の親元への就農支援などの取り組み、80 人の新規就農者を確保しました。今後も、アグリパークにおける研修や就農相談、就農支援制度の充実を図り、新規就農者の確保に努めてまいります。

3 ページ目をお開きください。環境への負荷を低減させる取組の面積です。化学肥料や化学合成農薬の低減に向けた農業者への取組支援を通じて、取組面積の拡大を図りました。堆肥施用及び有機農業の取組面積は拡大しましたが、一方、令和 7 年度から、多面的機能支払交付金事業に移行した冬期湛水等の取組面積は申請がなかったため、面積把握ができず、全体の面積は目標に届きませんでした。引き続き、環境への負荷を低減し、持続可能な農業生産の実現に向けて、各種施策の推進を通じて、目標の達成に努めていきます。

次に、指標⑥農業産出額のうち、米・麦・大豆等主要作物の産出額及び交付金です。こちらの数値につきましては、農林水産省が公表するデータを使用して確定させておりますが、こちらのほうが、7 月 24 日付けで公表されました。資料のほうが間に合っていないのですが、確認後、改めて審議会で報告をさせていただきたいと思っております。

それから 4 ページ目をお開きください。1 億円園芸産地の販売額の合計額です。元気な農業応援事業による農業機械・施設整備支援や、園芸産業の強化に向けた取組への支援などの生産振興施策に加え、トップセールスを実施するなど、産地の園芸生産の拡大と販売力強化に取り組みました。今後も、県や農協等関連団体と連携しながら、高収益な園芸農業の拡大を進めるとともに、トップセールスによる販売面の強化に取り組み、園芸産地における販売額の増加に努めていきます。

次に、指標⑧登録した農業サポーターのうち活動した人数（登録者全体に対する割合）です。本事業は、都市住民の農業への理解と関心を高めるとともに、農家の労働力不足解消の一助とするため、農業に関心のある市民を農業サポーターとして登録し、ボランティアで農作業を手伝っていただくものです。令和 7 年の酷暑の影響で、サポーター及び受入農家が活動を控える状況にあった他、実際に活動するサポーターの高齢化が進んでいることや、受入農家が、作業に慣れたサポーターを短時間労働者として、臨時的に雇用するケースがあるなどの要因から、サポーターの実活動人数は減少しましたが、登録者数や受入農家数は、前年度よりも増加いたしました。今後も、登録者や受入農家を増やすための周知、広報に注力するとともに、サポー

ターの継続的な活動により、都市住民の農業理解が深まるよう取り組んでいきます。

5 ページ目をお開きください。多面的機能支払交付金事業によって広域的に保全管理される農用地面積の割合です。令和7年度は、110 の組織が2万7,304ヘクタールの面積で、農地維持活動等に取り組み、うち広域活動組織で保全管理する面積の割合は82パーセントと、構想策定時から1ポイントのプラスとなりましたが、目標値の95パーセント達成に向け、さらに促進する必要があります。農業、農村の有する多面的機能が適切に維持、発揮されるよう、引き続き、事業制度の普及啓発を図るとともに、活動組織の運営体制の強化等を目的とした広域化を推進するため、土地改良等と連携を図りながら、取り組んでまいります。

次に指標⑩食と農のわくわくSDGs学習プログラム実施校数です。小学校から大学までの各年代で、食や農をテーマにした探究的な学習に取り組む学校を支援しており、令和7年度は、計22校の実施校が学習に取り組みました。今後は、農業や教育を取り巻く時代の変化に対応するため、関連する事業について、総合的な見直しを図りながら、本市の豊かな食や農への理解促進や、農業、食品産業を支える人材づくりにつなげていきます。

6 ページ目をお開きください。指標⑪学校給食における地場産物を使用する割合（金額ベース）です。本市では、入荷及び価格予測情報の提供、各校における地場産推奨献立の実施等により、地場産物の使用割合向上に取り組んでおります。令和7年度は、前年度と比較して、地場産率が2ポイントほど上昇しました。今後も、さまざまな取組を進めるとともに、学校給食関係者に対し、さらなる地場産物の使用向上を働きかけていきます。

最後になります。指標⑫新潟市食文化創造都市推進プロジェクトの採択事業数です。平成26年度より、本市の食や食文化を活用した創造的なまちづくりを推進するため、食に関する民間の取組支援を行い、これまでに103件の事業を採択いたしました。令和7年度は、首都圏やシンガポールでの新潟県産品の提供やPR、越後みそのワークショップ開催や、情報発信、市内の大学と連携した発酵の魅力の発信、小中高生の親世代を対象とした和食と出汁のイベントの開催、新潟の特産品を題材とした親子向けの食イベントの開催の5件を採択いたしました。今後も、民間のさまざまな工夫や、アイデアによって、本人の食文化の発展に寄与するよう、支援を行っていきます。農業構想の進行管理に関する説明は、以上となります。

（吉川会長）

ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問ございますでしょうか。では、私の方からよろしいですか。

以前もちょっと伺ったかと思うのですが、指標①のほ場整備率なのですが、これ大体、年で見ると、0.3から0.5パーセントずつぐらい、進捗があるというように見えるわけですが、令和12年度までに65パーセントと。今までのペースでいうと、多分、上限あと2パーセントぐらいプラスなのかなという感じがします。実際には、今、県の方がかなり

予算が厳しい状況で、県営のほ場整備だけに頼っていると、今、申請しても 10 年待ちとかという話ですので、今、手が挙がっていて、採択しようと言われているところだけでも、新潟市内のほ場整備候補地を 10 年待つという話ですと、12 年までにあと 5 年しかありませんので、おそらく目標は達成できないのではないかと思います。

こうした中で、県営のほ場整備事業だけではなくて、その後ろにある国の農業構造転換集中対策期間に簡易整備、大区画化等加速化支援事業を促進するということが書かれているのですが、けれども、おそらく県営のほ場整備事業ではできない分を、こちらの簡易整備の方でまかなうという方針で進められているのか、それとも、この目標は到底、達成はおそらくもうできないだろうと考えられているとか、そこのお考えをお聞かせいただければと思います。

(事務局)

ご質問のありましたとおり、大変厳しい数値目標だと思っております。確かに、県の財政については、非常に厳しい状況であり、ほ場整備の進みも遅く、手挙げしている地区も多くありますが、採択にいたらない厳しい状況であります。

そのような中、国の新たな施策として、今ほどお話のありました、大区画化等加速化支援事業については、個人の農家さんが自ら行うあぜ抜きなどによる簡易整備を支援するかなり条件を緩和した事業となっております。この事業により、少しでも目標値に近づけるよう市としても後押ししていければと思っております。

(吉川会長)

ありがとうございます。簡易整備でもほ場整備率にカウントするということですね。あぜ抜きだけでもということですね。

(事務局)

そのとおりです。

(吉川会長)

分かりました。県の方の財政は本当に厳しい状況で、なかなか達成できないのであれば、手を挙げている人がまだいるうちは、私、花だと思っているのですよね。手を挙げる人すらいなくなってしまうというのが、多分、この 10 年とか 20 年とかで起こってくるのではないかな。手を挙げるということは、まだ将来にわたって効率的な農業を目指していきたいという農家の方々、あるいは法人の方々がいらっしゃる。このうちにちゃんとやっておかないと、10 年後にその方々がおそらく 80 代、90 代になってしまうと、息子さんたちが本当にその意思を継いで、ほ場整備に意欲を持ってくれるかどうかというのは、難しいと思うのですよね。ですから、県が難しいのであれば、市のそういった簡易整備なんかを使いながら、ぜひ、新潟市内のほ場整備率というのを上げていただきたいというのが、すごく私の大きな願いです。

その他、何かご質問等ございますでしょうか。

時間の関係もありますので、私は個別にお伺いさせていただければと思います。他よろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項は終了いたします。

続いて、審議事項に移ります。事項①新潟市農業構想の中間見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

続きまして、審議事項①新潟市農業構想の中間見直しについてです。先ほど、新潟市の農業構想の令和7年度の達成状況を報告させていただきましたが、この計画につきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和5年度から12年度までの計画期間となっておりまして、計画開始後3年をめぐり、中間見直しを行うこととしております。今年度が、中間見直しの年度ということでございますので、見直しを行うものでございます。

それでは、内容につきまして説明いたします。

資料は3枚でございます。まず、資料5の1ページ、近年の農業を取り巻く環境の変化をまとめた資料からご説明いたします。左側には、現在の農業構想の21の施策と、それから真ん中のところに二つの基本方針が記載されております。そして、右側には、今回、この中間見直しを行うに当たりまして、農業を取り巻く環境の変化の中で、主なものをまとめさせていただいております。

社会情勢の変化では、中東情勢の影響を受けるなど、国際情勢の不安定化や、物価高騰による農業に対する影響などが懸念されております。農業・農村の現状では、令和7年4月に閣議決定されました、食料・農業・農村基本計画に基づき、令和9年度からの水田政策の見直しというのが取りまとめられ、根本的に見直すことが予定されております。また、担い手に対する部分につきましては、やはり、農業従事者の減少や高齢化などの傾向というのは、継続しておりまして、また、異常気象の頻発化、激甚化などがございます。

このように、農業という環境の変化がございますが、真ん中のピンクの部分の二つの基本方針に対応できると考えておりますので、今回、この基本方針及び21の施策については、変更を加えず、先ほど、進捗状況を報告させていただきましたが、12の指標の中で、目標数値について、設定時と現状に差が生じてきているものがございましたので、そちらについて、三つの目標の数値の変更を行いたいと考えております。

2ページ目をご覧ください。こちらは、現在の新潟市農業構想本冊の56ページを抜粋したもので、赤く囲んでおります3か所が、今回、修正を検討している目標数値でございます。一つ目が、指標の④新規就農者数、二つ目が⑦の1億円園芸産地の販売額の合計額、三つ目が⑩新潟市食文化創造都市推進プロジェクトの採択事業数です。詳細について、3ページをご覧ください。

新潟市農業構想における目標数値の修正について（案）となります。目標数値の修正を検討

した三つにつきまして、まとめた資料になります。各指標の表の右側の欄、赤い太枠で囲んだ部分が、令和 12 年度新規目標でございます。表の左側、目標数値及び実績欄の下の目標数値の変更の理由について説明いたします。

はじめに、指標④新規就農者数の目標値を、現在の毎年度 70 人から毎年度 85 人へ修正することを検討しております。平成 30 年以降、目標の年間 70 人以上というのは確保しております。本市の耕地面積を維持するために必要な新規就農者数や、農林業センサス 2025 の公表値等を踏まえ、就農後の農業を継続する期間を算出し、従来より高い目標を設定しております。

次に、指標⑦ 1 億円園芸産地の販売額の合計額の目標値を、133.8 億円から 163.2 億円に変更することを検討しております。構想策定時から目標を上回るペースで販売額が増加し、令和 7 年度の実績が将来目標に迫る 133.2 億円。令和 7 年度で 133.2 億円となっておりますことから、現在の形で集計を取り始めました平成 30 年度以降、8 年間の実績を踏まえて、当初より高い目標を設定いたしました。

最後に、指標⑫新潟市食文化創造都市推進プロジェクトの採択事業の目標値を 147 件から 123 件に変更を検討しております。当初の農業構想では、令和 3 年度時点の採択実績 83 件を基準とし、令和 12 年度までに、累計 147 件を目標としておりました。しかし、事業の目的から、これまでの制度運用を令和 5 年度より改めて見直しし、事業の継続性を重視した採択実績となっており、当初、想定いたしました件数には至っておりません。このため、これまでの実績を踏まえ、令和 12 年度の目標を累計 123 件へ見直すものです。あわせまして、令和 8 年度からは、1 件当たりの補助額を拡充し、一件一件の取組みをより充実して支援することで、事業の質と効果を高め、食文化創造都市の推進につなげていきたいと考えております。

以上、三つの目標数値に修正、変更につきまして、ご審議をお願いいたします。

(吉川会長)

ありがとうございました。ただいまのご説明に対して、何かご質問、意見ございますでしょうか。

(青山委員)

ご説明ありがとうございました。2 件お聞きします。

まず、1 億円産地の販売額の合計額を上方修正された件なのですが、これ、けっこう物価高が影響しているのかなと思うのですが、163 億円というのを、どうやって根拠として出されたのかというのをちょっと確認したいというのが一点です。

もう一つ、⑫など、実質的には下方修正をされているわけですが、③の認定農業者の農地集積率などもけっこう達成が厳しいのかなと、今までの進捗状況から見ると思いますし、また、⑤の環境への負荷を低減させる取組み面積も目標値が高いので、下方修正した方がいいのではないかと、私が言うわけにいかないのですが、現実的な数値に持っていくことも考

えた方がいいのかなと、ちょっと思った次第なのですが、この辺りは手をつけていらっしやらない、何か理由があったら、教えていただければと思います。

(吉川会長)

事務局からお願いします。

(事務局)

まず、1億円園芸産地の方の算出根拠ということでございますが、ちょっと口頭だと分かりにくいかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。現在の形で集計を取り始めました平成30年度以降の伸び幅7年分のうち、最大値と最小値を除いた5年間ということになりますが、5年分の平均を取りますと、伸びが約5.7億円になります。

それから、当初の目標を設定したときに、毎年0.1億円ずつ伸び幅を伸ばしていたというのがございましたので、この5.7億円を毎年度伸ばすのと同時に、かつ毎年度さらに0.1億円ずつ増やす形で積算をしていきますと、最終年が163.2億円となることから目標数値として設定しています。

それから、二つ目のご質問のところでございますけれども、委員ご指摘のとおり、なかなか達成が難しい状況に、現状としてはあるという部分もございます。そういった中で、我々の方でも検討したところなのですけれども、今回、提示をさせていただきました三つの変更というのが、物理的にも、完全に厳しいとか、あるいは、もうすでに目標が達成されているとか、達成される状況が明らかだという部分について、このたびの変更の対象とさせていただいたところでございます。確かに、③、⑤というのは、現状では厳しいのかもしれませんが、まだちょっと今後、その辺り、不確定要素もあるというところで、手をつけていなかったという状況でございます。

(青山委員)

ありがとうございます。ということは、今後、また見直しがあるかもしれないということですか。

(事務局)

基本的には、中間見直しというのが、開始後3年ということなので、今回、見直しをさせていただく中ということになりますけれども、見直しのタイミングとしては今回限りということになります。

(青山委員)

分かりました。先ほどもちょっとお話しさせていただいた③、⑤を達成に向けていくには、先ほども、報告のところでご紹介いただいた、資料4-2の今後の施策の方向などでは、ちょっと不十分なのかなと感じるのです。認定農業者への農地集積を進めるプラス何かをしないと達成しないと思いますし、⑤の環境負荷のほうも、申請がなかったため、面積が把握できずと

ということだと、多分、もうこのままいってしまうのではないかと思いますので、何か加速化する施策の方向をもう少し強めていく必要があるかなと感じました。以上です、感想です。

(事務局)

ありがとうございます。我々もご指摘を頂きましたことを踏まえて、引き続き検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(吉川会長)

他でございますでしょうか。

(虎澤委員)

新規就農者数というところで、毎年、けっこうな方が就農しているということで、目標として、増えているわけですが、この 85 人というのは、年間に辞められる、離農される農家の数とどのように差があるのか。今までですと、新規就農はそれなりにあっても、辞める方が多くて、先日出た 5 年の農業センサスで、3 割でしたか、4 割ぐらい農家の方がもう辞めた。そういう状態の中で、この目標というのが、例えば、200 人辞めるのに 85 人でいいのかというようなことにもなりかねないのですが、その辺、新潟市の中で、どのくらいの方が辞められているのか。先般、地域計画の変更に伴う協議の場で、中央地区、農業委員会 6 地区部会という、中央区、東区、江南区で、70 歳以上の経営者が守っている農地が何百ヘクタールでしたかね。ちょっと資料を持ってこなかったのですが、その方が一気に辞めた場合、仮に 700 ヘクタールだとすると、突然、その 700 ヘクタールが出た場合、だれがそれを受け取るのかというのが、今、大変、危機的な問題になっていると。ましてや今回、米価いかなんでは、さらに離農が一気に進んでいくのではないかと危惧しているところです。目標ですので、これよりいっぱいになっても、全然問題ないわけですが、例えば、辞めていく方に合わせるような形で目標を一気に持っていくとか、何かそういうのもありなのかなと思っているのですが、その辺いかがでしょうか。

今、別に何人辞めていますなんていう話は別にいいので、恐らく齟齬があるだろうから、その辺、どうして考えていられるのかということだけ。

(吉川会長)

多分 1 桁違いますよね。辞める方、新潟市。

(虎澤委員)

だと思いますね。

(吉川会長)

桁が多分、違うと思うのですよね。

(事務局)

おっしゃるとおり、人数で言いますと、年間で 500 人ぐらい減っているような状況かと思い

ます。そのような中で、引き継ぐ方、我々としては、やはりその経営規模の拡大を目指していくというところで、引き続き、支援をさせていただきたいと思いますし、数が減っていくという部分に関しては全国的な傾向でございますので、それに対して市の方でどういったことができるかというところは、引き続き検討していきたいと思っております。

(吉川会長)

よろしいでしょうか。他ございますでしょうか。

(土田委員)

今の新規就農者数のところに関して、ちょっと関連した内容になるのですが、当然、今、日本の人口も減っていて、市の人口もそうですし、労働者数も減ってきている中で、同じ数を維持していくのは当然、難しいというのはあると思います。減少していくというのを前提に考えたときに、じゃあ新潟市として、どれくらいの農地の面積と生産量を確保していく必要があるのか。そのために必要な農業従事者数はどれくらいなのかという計算をされた上での、この目標であるべきだと思うのですが、そういったところの試算はされていますでしょうか。

(事務局)

この 85 人という根拠でございますけれども、令和 8 年の耕地面積をもとに、今後、この農業に従事していただける方から、どのように経営していただいた場合に、何人必要かというような計算のもと、算出しているものでございます。ちょっと分かりにくいのですが、口頭で申し上げますと、令和 8 年の耕地面積がございまして、その中で、土地利用型、1 人当たりの耕地面積というのが約 10.6 ヘクタールと見ておりますが、それを割りますと、人数でいきますと 3,085 人ということになります。この 3,085 人の農業者の方が、農業を続けられる年数として見ているのが、約 37 年間でして、それを割り返しますと約 85 人。約 85 人が年間増えていかないと成り立たないと積算しています。一応、面積、それから、何人の方が従事していく必要があるかというところを根拠に、この数字を設定させていただいております。

(土田委員)

ありがとうございます。ということは、令和 8 年の農地面積は、そのまま維持された場合の人数ということでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、おっしゃるとおりでございます。

(吉川会長)

他いかがでしょうか。

青山委員からご指摘があったように、例えば、先ほど私も指摘しましたけれども、指標①のように、おそらく達成が難しいだろうというものが見直しがされていないものもあると思うの

ですよね。すべてを見直す必要は、おそらくないと思うのですが、達成の見込みが非常に薄いもので、もし、その目標値、K P I を見直さないのであれば、具体的にどういった施策を打つのかということを記載しないと、多分、説得力がないんじゃないかなと思うのですよね。こうするから、今の伸びは非常に達成には程遠いのだけれども、市としてこういう施策を打つのだと。これによって伸びることを期待するということであれば、いいのですが、先ほどのほ場整備なんていうのは、県の財政が厳しいという外部要因的な話が入ってきていますので、これがあと5年で改善するとは到底思えない。しかも、もうすでに多分、挙手していても、令和12年までに完了するところなんてないわけですよね。ほ場整備というのは、かなり年月をかけてやるわけですから、おそらくほ場整備は、達成できないと思います。県営のほ場整備だけに頼っているのであれば。ただ、先ほどの簡易な整備で、この分をまかなうのだという強い意思というか、強い対策があるのであれば、それはやはり示さない限りは説得力がない目標値になるのかなと思いますので、その辺、ご検討いただければと思っております。

(事務局)

ありがとうございます。今のご指摘、資料5の3ページ目のところですね。今後の方向性のところ、もうちょっと詳しく、あるいは変更しないのであれば、この三つだけではなくて、全体の12の指標の中で、達成しない、しそうにないようなものも含めて、もうちょっと補足したような資料が必要なのではないかというようなご指摘かと思います。どのように、また審議会の皆様にご提示させていただくかも含めて、また、後ほど、ご相談させていただきたいと思っています。

(吉川会長)

ありがとうございます。より具体的な根拠資料が多分、必要になってくると思いますので、ご検討のほど、よろしくお願いします。

他よろしいでしょうか。ご質問がないようでしたら、事項②農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、事務局からお願いいたします。

(事務局)

引き続きまして、よろしくお願いします。

資料6-1「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構造の変更について」及び6-2、変更案の新旧対照表を用いて説明いたします。

資料6-2は、表の右側が現行の構想、左側が変更案となっております。変更箇所は、赤字で、アンダーラインを引いております。変更点を要約しました資料の6-1をご覧ください。

はじめに、1、基本構想の内容及び2、変更の概要についてです。本構想は、農業経営基盤強化促進法第6条に基づきまして、農業経営体の所得等の目標や、経営の指標、規模等の指標や農業地の利用集積目標、その実現のための措置などを市町村から定めるものです。今回の変

更は、先ほど、ご審議いただきました、新潟市農業構想の中間見直しに関連し、本構想に掲載しております。新規就農者目標値の見直しを行うものになります。

3、変更点についてです。(1)は設定指標の見直しについてです。6-2、新旧対照表の2ページ目、4、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標、(2)のア、確保すべき人数の目標が該当箇所です。これまで、新規就農者の確保目標を年間70人としておりましたが、これを85人に変更するものです。また、確保目標の見直しに合わせ、新規就農の現状に記載の令和7年度の新規就農者を80人に更新しております。

なお、資料6-3につきましては、変更案の全体となっております。今回の改正につきましては、新規就農に係る設定指標と現状値の変更ということにしておりますが、今後、公表されます、本市の農林業センサスの最新値などを踏まえまして、令和9年度を目処としておりますが、農業経営の指標の変更に向けた検討も行っていきたいと考えております。説明は以上となります。

(吉川会長)

ありがとうございます。ただいまの説明についてご質問ございますでしょうか。

(土田委員)

先ほど質問させていただいた内容とあわせて考えると、やはりちょっと違和感があると言いますか、ここに新規就農者の確保目標を、年間70人から85人に変更するところの理由が、目標の70人以上を確保している状況を踏まえて増加させるというような内容になっているのですが、先ほど、今の農地の面積を維持するのに必要な人数が85人だと、ご回答いただいたように思うのですが、だとすると70人以上確保できているから目標を増加させるという理由は、ちょっと違うのではないかなと思っていて、思ったよりいっぱいいるから、もうちょっと増やしますみたいな感じに聞こえてしまうのです。そうではなくて、先ほど、虎澤委員の方からも、お話ありましたけれども、予定していたよりも離農者数が増えているのですとか、その根拠があって人数を増やす必要があるのだというような理由があまり伝わってこないところに、少し違和感を感じました。以上です。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。すでにその70人を確保しているというのも、一つの理由ですが、それだけが理由ではございませんし、現状、数字を設定、中身を算定し直すと、別な数字にした方がふさわしいというような結果で、このような形になったということでございます。表現の方法については、ご指摘のとおりだと認識しておりますが、決してその70人、人数が増えているから、すでに達成されているからというのが主な目的ではないということだけご理解いただきたいと思います。

(土田委員)

ありがとうございます。納得感のある表記をしていただければと思います。ありがとうございます。

(吉川会長)

ありがとうございます。非常に重要なところだと思います。

他何かご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次第5その他に移ります。事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

特にございません。

(吉川会長)

ないようでしたら、予定されていた議事はすべて終了いたします。会の進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

(司 会)

吉川会長におかれましては、円滑な会議の進行を頂き、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、活発なご議論を頂きまして、ありがとうございました。

それでは、第160回新潟市農業振興地域整備審議会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。